

(平成 15 年度)
水質汚濁防止法等の施行状況

平成 17 年 3 月
環境省環境管理局水環境部

目 次

はじめに	1
1 経過	2
2 特定事業場の状況	2
2 - 1 特定事業場数	3
2 - 2 特定事業場の業種別内訳	3
3 平成 15 年度における水質汚濁防止法に基づく計画変更命令等 及び瀬戸内海法に基づく措置命令等	16
3 - 1 水質汚濁防止法に基づく計画変更命令等	16
3 - 2 瀬戸内海法に基づく措置命令等	16
4 改善命令、排水基準違反、罰則の適用等	21
4 - 1 改善命令等、地下水の浄化措置命令	21
4 - 2 排水基準違反	22
4 - 3 その他法令違反	22
5 事故時の措置	22
6 立入検査状況	23
7 緊急時の措置命令	23
8 生活排水対策重点地域の指定	32
9 総量規制関係	33
10 自然海浜保全地区の指定	33
11 湖沼法に基づく規制対象施設等	36
11 - 1 湖沼特定事業場等の数	36
11 - 2 湖沼特定施設等の届出	36
(参考) 平成 13 年度からの施行状況概要	41

はじめに

水質の汚濁を防止するための対策としては、環境基本法(平成5年法律第91号)に基づき環境基準が設定され、これを維持達成するために各種の施策が行われている。

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号、以下「瀬戸内海法」という。)及び湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号、以下「湖沼法」という。)は、汚濁原因物質の主要な発生源である工場及び事業場からの排水を規制すること等によって公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図っており、各種の水質汚濁防止のための施策のうちで最も重要な施策の一つである。

本施行状況は、平成15年度における水質汚濁防止法の排水規制等に関する各規定、これらに相当する瀬戸内海法の各規定及び湖沼法の各規定の施行状況について把握することにより、水環境行政の円滑な推進に資するため、取りまとめたものである。

1 経過

水質汚濁防止法は、昭和 45 年 12 月 25 日に制定され、昭和 46 年 6 月 24 日から施行された。その後、計 18 回の改正が行われてきた。主なものは以下のとおりである。

- ・昭和 47 年・・・無過失損害賠償責任制度の導入 (昭和 47 年法律第 84 号)
- ・昭和 53 年・・・水質総量規制制度の導入 (昭和 53 年法律第 68 号)
- ・昭和 60 年・・・都道府県水質審議会の都道府県公害対策審議会への統合
(昭和 60 年法律第 90 号)
- ・平成元年・・・地下水汚染対策及び事故時対策の導入 (平成元年法律第 34 号)
- ・平成 2 年・・・生活排水対策の導入 (平成 2 年法律第 38 号)
- ・平成 8 年・・・地下水浄化措置命令制度及び油の事故時対策の導入
(平成 8 年法律第 58 号)

なお、水質汚濁防止法施行令は、特定施設及び権限委任市長の追加指定等のつど改正されてきた。

瀬戸内海法は、瀬戸内海的环境保全を図るため、昭和 48 年 10 月 2 日に臨時措置法として制定され、同年 11 月 2 日に施行された。その後、昭和 51 年には期限が延長され、また、昭和 53 年には水質汚濁防止法とともに改正され、恒久法化されるとともに富栄養化対策等の措置が盛り込まれた。

湖沼法は、湖沼の水質の保全を図るため、昭和 59 年 7 月 27 日に制定され、昭和 60 年 3 月 21 日に施行された。

2 特定事業場の状況

水質汚濁防止法においては、工場、事業場から公共用水域に水を排出する者又は特定地下浸透水を浸透させる者は、特定施設の設置等に際して、所定の事項を都道府県知事(権限委任市長を含む。以下同じ。)に届け出ることになっている。また、瀬戸内海法においては、瀬戸内海関係 13 府県のうち瀬戸内海の水質保全に関係のある区域(以下「関係府県の区域」という。)において、工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設(排出水の 1 日当たりの最大量が 50m³未満である工場、事業場に設置される特定施設等

を除く。)の設置等に関して府県知事(権限委任市長を含む。以下同じ。)の許可を受け、又は届出を行うこととなっている。

2 - 1 特定事業場数

水質汚濁防止法及び瀬戸内海法の規定に基づき届出又は許可のあった特定施設を設置する工場、事業場(以下「特定事業場」という。)の数は、平成 16 年 3 月末において付表第 1 にみるとおり、水質汚濁防止法上の特定事業場は 289,192(291,606)、瀬戸内海法上の特定事業場は 4,289(4,551)、合計 293,481(296,157)であり、平成 15 年 3 月末と比較すると、合計はやや減少した(()内数字は平成 15 年 3 月末の数値。以下本文において同じ。)。また、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数は 9(7)である。

COD等の生活環境項目に係る一律排水基準は 1 日当たりの平均排水量が 50m³以上の特定事業場に適用されるが、その対象事業場数は 37,226(38,292)で全体の 13%であり、また、カドミウム等の有害物質に係る一律排水基準は、排水量の多少にかかわらず、すべての特定事業場に適用されるが、1 日当たりの平均排水量が 50m³以上の特定事業場のうち有害物質を排出するものは 4,434(4,582)で全体の 2%、1 日当たりの平均排水量が 50m³未満の特定事業場 256,255(257,865)のうち有害物質を排出するものは 10,926(10,975)で全体の 4%である。

2 - 2 特定事業場の業種別内訳

特定事業場数の上位 10 業種は、付表第 3 - 1 のとおりであり、第 1 位旅館業、第 2 位畜産農業、第 3 位自動式車両洗浄施設であった。これら 10 業種の事業場は概して規模の小さいものが多い。

特定事業場の業種別内訳についてみると、付表第 3 - 2 のとおりである。

付表第 1

特定事業場の排出水量規模別調査

(平成16年3月31日現在)

区 分	全 特 定 事 業 場 数	排 出 水 量 に よ る 規 制 別 内 訳				
		1 日 当 た り の 排 出 量 50m ³ 以 上 の も の		1 日 当 た り の 排 出 量 50m ³ 未 満 の も の		
			う ち 有 害 物 質 使 用 特 定 事 業 場		う ち 有 害 物 質 使 用 特 定 事 業 場	
A 平成 16年 3月31日 現在		293,481 (9)	37,226 (13%)	4,434 (2) (2%)	256,255 (87%)	10,926 (7) (4%)
	水 質 汚 濁 防 止 法 上 の 特 定 事 業 場	289,192 (9)	33,199	3,770 (2)	255,993	10,899 (7)
	瀬 戸 内 海 法 上 の 特 定 事 業 場	4,289	4,027	664	262	27
B 平成 15年 3月31日 現在		296,157 (7)	38,292 (13%)	4,582 (2) (2%)	257,865 (87%)	10,975 (5) (4%)
	水 質 汚 濁 防 止 法 上 の 特 定 事 業 場	291,606 (7)	33,988	3,808 (2)	257,618	10,948 (5)
	瀬 戸 内 海 法 上 の 特 定 事 業 場	4,551	4,304	774	247	27
対 前 年 比 A / B		(99%)	(97%)	(97%)	(99%)	(100%)
	水 質 汚 濁 防 止 法 上 の 特 定 事 業 場	(99%)	(98%)	(99%)	(99%)	(100%)
	瀬 戸 内 海 法 上 の 特 定 事 業 場	(94%)	(94%)	(86%)	(106%)	(100%)

- (注) 1. 数字下の(%)内の数字は全特定事業場に対する構成比である。
 2. 数字下の()内の数値は特定地下浸透水の浸透に係るもので内数である。
 (以下付表第2、第3同様)
 3. 都道府県・政令市別の数値については、付表第2を参照のこと。

付表第2

特定事業場の都道府県・政令市別規模別内訳（その1）

（平成16年3月31日現在）

		水質汚濁防止法上の特定事業場					瀬戸内海法上の特定事業場				
		総数	平均排水	うち有害物質	平均排水	うち有害物質	総数	平均排水	うち有害	平均排水	うち有害
			量 50m ³ /日 以上のもの	使用特定事業場 （地下浸透分）	量 50m ³ /日 未満のもの	使用特定事業場 （地下浸透分）		量 50m ³ /日 以上のもの	物質使用 特定事業場	量 50m ³ /日 未満のもの	物質使用 特定事業場
1	北海道	6,372	1,279	49	5,093	121 (1)					
2	青森	4,663	435	21	4,228	26 (2)					
3	岩手	5,136	610	64	4,526	124 (1)					
4	宮城	5,890	488	30	5,402	70					
5	秋田	4,035	507	39	3,528	68					
6	山形	3,571	506	61	3,065	96					
7	福島	5,322	659	147	4,663	220					
8	茨城	9,237	1,022	112	8,215	149					
9	栃木	7,631	1,108	68	6,523	173					
10	群馬	4,635	1,015	85	3,620	93					
11	埼玉	8,228	994	142	7,234	498					
12	千葉	8,635	941	139	7,694	221 (1)					
13	東京	1,075	122	12	953	262					
14	神奈川	3,627	355	38	3,272	108					
15	新潟	10,140	1,037	144 (1)	9,103	688					
16	富山	2,785	502	90	2,283	131					
17	石川	3,553	556	62	2,997	125					
18	福井	2,460	365	70	2,095	61					
19	山梨	4,690	466	40	4,224	159					
20	長野	11,597	1,122	109	10,475	428 (1)					
21	岐阜	7,920	1,177	110	6,743	186					
22	静岡	9,003	1,244	160 (1)	7,759	204					
23	愛知	10,466	1,481	250	8,985	415					
24	三重	7,751	944	49	6,807	112					
25	滋賀	3,198	767	45	2,431	41					
26	京都	3,550	286	20	3,264	186	147	138	19	9	2
27	大阪	2,339	195	46	2,144	297	272	255	10	17	1
28	兵庫	7,880	588	75	7,292	401	522	488	112	34	9
29	奈良	2,513	221		2,292	136	235	229	15	6	
30	和歌山	2,724	333	2	2,391	57	122	121	4	1	
31	鳥取	2,430	437	34	1,993	70					
32	島根	3,355	407	80	2,948	84					
33	岡山	3,528	231		3,297	64	287	265	26	22	1
34	広島	4,646	348	58	4,298	355	345	317	59	28	6
35	山口	3,987	287	17	3,700	239	353	341	118	12	1
36	徳島	3,297	150	1	3,147	22	242	231	41	11	
37	香川	3,821	148	1	3,673	42	262	242	21	20	2
38	愛媛	4,141	201		3,940	29	259	246	15	13	
39	高知	2,699	283	16	2,416	40					
40	福岡	5,538	741	64	4,797	138	51	48	8	3	
41	佐賀	2,872	398	51	2,474	182					
42	長崎	4,475	339	38	4,136	65					
43	熊本	7,930	607	25	7,323	66					
44	大分	4,086	216	40	3,870	26	190	174	32	16	
45	宮崎	3,370	426	17	2,944	35					
46	鹿児島	5,301	737	56	4,564	214					
47	沖縄	1,544	325	5	1,219	9					
	都道府県計	237,646	27,606	2,782 (2)	210,040	7,536 (6)	3,287	3,095	480	192	22
	政令市計	51,546	5,593	988	45,953	3,363 (1)	1,002	932	184	70	5
	合計	289,192	33,199	3,770 (2)	255,993	10,899 (7)	4,289	4,027	664	262	27

付表第2

特定事業場の都道府県・政令市別規模別内訳（その2）

（平成16年3月31日現在）

	水質汚濁防止法上の特定事業場						瀬戸内海法上の特定事業場				
	総数	平均排水量 50m ³ /日以上のもの		うち有害物質使用特定事業場（地下浸透分）		総数	平均排水量 50m ³ /日以上のもの		うち有害物質使用特定事業場		
		平均排水量 50m ³ /日以上のもの	うち有害物質使用特定事業場（地下浸透分）	平均排水量 50m ³ /日未満のもの	うち有害物質使用特定事業場（地下浸透分）		平均排水量 50m ³ /日以上のもの	うち有害物質使用特定事業場	平均排水量 50m ³ /日未満のもの	うち有害物質使用特定事業場	
1	札幌	145	46	6	99	1					
2	函館	229	34		195	8					
3	旭川	190	32	3	158	15					
4	八戸	636	79	12	557	9 (1)					
5	盛岡	385	34	9	351	21					
6	仙台	809	66	26	743	10					
7	秋田	370	62	6	308	19					
8	山形	635	87	10	548	7					
9	福島	634	134	18	500	21					
10	郡山	802	124	31	678	41					
11	いわき	1,182	181	37	1,001	27					
12	水戸	530	52	1	478	2					
13	宇都宮	859	55	7	804	7					
14	前橋	362	74	7	288	21					
15	高崎	240	49	21	191	17					
16	川越	360	38	11	322	80					
17	川口	184	26	8	158	24					
18	さいたま	845	99	13	746	42					
19	所沢	172	25	6	147	12					
20	越谷	292	30	2	262	27					
21	千葉	576	86	17	490	23					
22	市川	413	89	19	324	18					
23	船橋	706	264	19	442	23					
24	松戸	402	57	6	345	21					
25	柏	211	54	13	157	12					
26	市原	548	92	28	456	9					
27	八王子	676	73	12	603	81					
28	町田	104	28	4	76	44					
29	横浜	1,635	96	39	1,539	268					
30	川崎	1,044	83	48	961	95					
31	横須賀	232	16	9	216	35					
32	平塚	307	18	4	289	77					
33	藤沢	253	30	16	223	40					
34	小田原	314	40	10	274	19					
35	茅ヶ崎	117	9	3	108	20					
36	相模原	947	88	36	859	83					
37	大和	166	17	6	149	28					
38	厚木	343	9	2	334	39					
39	新潟	701	105	14	596	46					
40	富山	597	128	44	469	30					
41	金沢	526	87	15	439	16					
42	福井	353	85	13	268	20					
43	甲府	671	55	11	616	77					
44	長野	935	63	15	872	154					
45	松本	514	37	6	477	46					
46	岐阜	923	89	13	834	34					
47	静岡	1,188	136	38	1,052	80					
48	浜松	1,012	107	30	905	37					
49	沼津	707	93	15	614	14					
50	富士	663	155	13	508	20					

付表第2

(平成16年3月31日現在)

		水質汚濁防止法上の特定事業場					瀬戸内海法上の特定事業場				
		総数	平均排出水量 50m ³ /日 以上のもの	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排出水量 50m ³ /日 未満のもの	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	総数	平均排出水量 50m ³ /日 以上のもの	うち有害 物質使用特 定事業場	平均排出水量 50m ³ /日 未満のもの	うち有害 物質使用特 定事業場
51	名古屋	472	89	23	383	53					
52	豊橋	815	113	25	702	24					
53	岡崎	536	116	9	420	28					
54	春日井	548	84	20	464	49					
55	豊田	802	158	31	644	24					
56	一宮	499	88	13	411	30					
57	四日市	841	104	19	737	69					
58	大津	325	47	11	278	29					
59	京都	1,063	11	4	1,052	6	38	35	6	3	
60	大阪	68	12		56	23	16	13	8	3	
61	堺	649	40		609	54	91	89	26	2	1
62	岸和田	312	10		302	44					
63	豊中	39	2	2	37						
64	吹田	75	7		68						
65	高槻	204	12		192	58	15	15	5		
66	枚方	202	30		172	8					
67	茨木	81	2	1	79	12					
68	八尾	431	20		411	59					
69	寝屋川	202	16		186	32					
70	東大阪	366	37		329	28					
71	神戸	754	42	5	712	82	50	49	1	1	
72	宝塚	104			104	10					
73	姫路	441	43		398	15	62	59	9	3	1
74	尼崎	79	3		76	17					
75	明石	279	15	4	264	6					
76	西宮	213	5		208	32					
77	加古川	283	19		264	27					
78	奈良	299	9	2	290	12	23	18	3	5	
79	和歌山	742	50	5	692	49	84	81	6	3	
80	岡山	982	58		924	40	112	103	13	9	1
81	倉敷	834	16		818	20	155	148	35	7	
82	広島	967	48		919	74	54	48	8	6	
83	呉	416	10		406	44					
84	福山	809	34		775	36	52	48	8	4	
85	下関	440	14		426	6					
86	徳島	717	57		660	23					
87	高松	802	44		758	16	39	34	9	5	
88	松山	808	53		755	12	82	79	1	3	
89	高知	588	96	24	492	16					
90	北九州	197	10		187	21	54	49	25	5	
91	福岡	490	33	3	457	2					
92	久留米	253	29	2	224	17					
93	長崎	594	35	2	559	55					
94	佐世保	565	55	1	510	6					
95	熊本	544	52	18	492	9					
96	大分	1,126	63		1,063	90	75	64	21	11	2
97	宮崎	583	43	1	540	6					
98	鹿児島	462	43	11	419	70					
政令市計		51,546	5,593	988	45,953	3,363 (1)	1,002	932	184	70	5

付表第3 - 1

特定事業場の上位10業種

(平成16年3月31日現在)

順位	業種・施設名	事業場数 (構成比)	1日当たりの排出 水量 50m ³ 以上の 事業場数
1	旅館業 <66の2>	71,549 (24%)	4,872
2	畜産農業 <1の2>	34,068 (12%)	358
3	自動式車両洗浄施設 <71>	29,059 (10%)	105
4	洗たく業 <67>	24,723 (8%)	433
5	豆腐・煮豆製造業 <17>	15,388 (5%)	308
6	処理対象人員201人以上500人以下の し尿浄化槽(指定地域特定施設)	13,551 (5%)	3,439
7	し尿処理施設 <72>	12,879 (4%)	11,365
8	水産食料品製造業 <3>	9,397 (3%)	781
9	写真現像業 <68>	6,676 (2%)	30
10	酸・アルカリ表面処理施設 <65>	6,031 (2%)	1,479

(注)業種・施設名の欄中、< >内は、水質汚濁防止法上施行令別表第1の号番号である。

付表第3 - 2

特定事業場の業種別内訳

(平成16年3月31日現在)

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	特 定 事 業 場 数			
			平均排水 量50m ³ /日 以上のもの	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水 量50m ³ /日 未満のもの	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
1	鉱業・水洗炭業	(水) 227	45	9	182	4
		(瀬) 16	13	3	3	1
		243	58	12	185	5
1 の 2	畜産農業	(水) 34,062	352	2	33,710	21
		(瀬) 6	6			
		34,068	358	2	33,710	21
2	畜産食料品製造業	(水) 3,023	631	3	2,392	
		(瀬) 98	98			
		3,121	729	3	2,392	
3	水産食料品製造業	(水) 9,320	706	1	8,614	1
		(瀬) 77	75		2	
		9,397	781	1	8,616	1
4	保存食料品製造業	(水) 4,648	528		4,120	1
		(瀬) 76	73		3	
		4,724	601		4,123	1
5	みそ・しょう油グルタミン酸 ソーダ食酢等の製造業	(水) 3,580	139	4	3,441	9
		(瀬) 24	24	1		
		3,604	163	5	3,441	9
6	小麦粉製造業	(水) 19	1	1	18	
		(瀬)				
		19	1	1	18	
7	砂糖製造業	(水) 63	37		26	
		(瀬) 6	6			
		69	43		26	
8	パン・菓子製造業	(水) 1,231	52		1,179	1
		(瀬) 26	26			
		1,257	78		1,179	1
9	米菓・こうじ製造業	(水) 654	57	1	597	
		(瀬) 1	1			
		655	58	1	597	
10	飲料製造業	(水) 4,056	447	9	3,609	6
		(瀬) 76	74	1	2	
		4,132	521	10	3,611	6
11	動物系飼料有機質肥料製造業	(水) 504	111	4	393	5
		(瀬) 8	8			
		512	119	4	393	5
12	動物性油脂製造業	(水) 259	44	1	215	2
		(瀬) 19	19	1		
		278	63	2	215	2
13	イースト製造業	(水) 19	3		16	
		(瀬)				
		19	3		16	
14	でん粉・化工でん粉製造業	(水) 124	85		39	
		(瀬) 3	3			
		127	88		39	

(平成16年3月31日現在)

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	特 定 事 業 場 数					
		総 数	平均排水 量50m ³ /日 以上のもの	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		平均排水 量50m ³ /日 未満のもの	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
				(水)	(瀨)		
15	ブドウ糖・水あめ製造業	(水)	54	15	1	39	
		(瀨)	2	2			
			56	17	1	39	
16	めん類製造業	(水)	3,413	123		3,290	
		(瀨)	39	37		2	
			3,452	160		3,292	
17	豆腐・煮豆製造業	(水)	15,340	261	1	15,079	
		(瀨)	48	47		1	
			15,388	308	1	15,080	
18	インスタントコーヒー製造業	(水)	44	6		38	
		(瀨)	1	1			
			45	7		38	
18 の 2	冷凍調理食品製造業	(水)	483	109		374	
		(瀨)	36	36			
			519	145		374	
18 の 3	たばこ製造業	(水)	16	7		9	
		(瀨)	3	3	1		
			19	10	1	9	
19	紡績・繊維製品製造業	(水)	2,796	463	97	2,333	160
		(瀨)	247	243	29	4	
			3,043	706	126	2,337	160
20	洗毛業	(水)	17	5	1	12	1
		(瀨)					
			17	5	1	12	1
21	化学繊維製造業	(水)	37	28	9	9	1
		(瀨)	21	21	8		
			58	49	17	9	1
21 の 2	一般製材業木材チップ製造業	(水)	202	10		192	1
		(瀨)					
			202	10		192	1
21 の 3	合板製造業	(水)	346	19	1	327	2
		(瀨)	3	2		1	
			349	21	1	328	2
21 の 4	パーティクルボード製造業	(水)	22	3		19	1
		(瀨)	1	1			
			23	4		19	1
22	木材薬品処理業	(水)	374	5		369	56
		(瀨)					
			374	5		369	56
23	パルプ・紙・紙加工品製造業	(水)	784	378	39	406	4
		(瀨)	103	103	14		
			887	481	53	406	4
23 の 2	新聞業・出版業・印刷業・製版業	(水)	1,475	34	9	1,441	85 (1)
		(瀨)	6	6	2		
			1,481	40	11	1,441	85 (1)

(平成16年3月31日現在)

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数		特 定 事 業 場 数			
				平均排水 量50m ³ /日 以上のもの	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水 量50m ³ /日 未満のもの	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
24	化学肥料製造業	(水)	69	18	10	51	4
		(瀬)	12	12	10		
			81	30	20	51	4
25	か性ソーダ・か性カリ製造業	(水)	3	3	3(1)		
		(瀬)	1	1	1		
			4	4	4(1)		
26	無機顔料製造業	(水)	38	19	6	19	7
		(瀬)	17	17	11		
			55	36	17	19	7
27	その他無機化学工業製品製造業	(水)	353	139	60	214	57
		(瀬)	87	85	52	2	
			440	224	112	216	57
28	アセチレン誘導品製造業	(水)	42	13	5	29	5
		(瀬)	4	4	1		
			46	17	6	29	5
29	コールタール製品製造業	(水)	6			6	1
		(瀬)	3	3	1		
			9	3	1	6	1
30	発 酵 工 業	(水)	25	11		14	
		(瀬)	2	2			
			27	13		14	
31	メタン誘導品製造業	(水)	14	4	2	10	3
		(瀬)	2	2	1		
			16	6	3	10	3
32	有機顔料・合成染料製造業	(水)	45	19	7	26	4
		(瀬)	7	7	3		
			52	26	10	26	4
33	合 成 樹 脂 製 造 業	(水)	245	126	48	119	15
		(瀬)	41	40	15	1	
			286	166	63	120	15
34	合 成 ゴ ム 製 造 業	(水)	11	8	5	3	1
		(瀬)	2	2	1		
			13	10	6	3	1
35	有機ゴム薬品製造業	(水)	8	4	2	4	1
		(瀬)	4	4	3		
			12	8	5	4	1
36	合 成 洗 剤 製 造 業	(水)	12	4		8	1
		(瀬)	2	2	1		
			14	6	1	8	1
37	その他石油化学工業	(水)	64	37	22	27	7
		(瀬)	31	31	19		
			95	68	41	27	7
38	石 け ん 製 造 業	(水)	30	2	1	28	
		(瀬)	2	2	1		
			32	4	2	28	

(平成16年3月31日現在)

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	特 定 事 業 場 数				
			平均排水 量50m ³ /日 以上のもの	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水 量50m ³ /日 未満のもの	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
39	硬 化 油 製 造 業	(水)	4	3		1	
		(瀨)	1	1			
			5	4		1	
40	脂 肪 酸 製 造 業	(水)	4	1		3	
		(瀨)	2	2			
			6	3		3	
41	香 料 製 造 業	(水)	43	12	4	31	5
		(瀨)	4	4	1		
			47	16	5	31	5
42	ゼラチン・にかわ製造業	(水)	10	3		7	
		(瀨)	1	1			
			11	4		7	
43	写 真 感 光 材 料 製 造 業	(水)	13	7	3	6	
		(瀨)	1	1			
			14	8	3	6	
44	天 然 樹 脂 製 品 製 造 業	(水)	6			6	
		(瀨)					
			6			6	
45	木 材 化 学 業	(水)	3	1		2	
		(瀨)					
			3	1		2	
46	その他有機化学工業製品製造業	(水)	331	160	77	171	39
		(瀨)	52	51	24	1	
			383	211	101	172	39
47	医 薬 品 製 造 業	(水)	322	171	74	151	41
		(瀨)	32	31	13	1	1
			354	202	87	152	42
48	火 薬 製 造 業	(水)	8	3	2	5	3
		(瀨)	3	3	1		
			11	6	3	5	3
49	農 薬 製 造 業	(水)	34	6	5	28	13
		(瀨)	1	1	1		
			35	7	6	28	13
50	有 機 物 質 含 有 試 薬 製 造 業	(水)	5	1	1	4	3
		(瀨)					
			5	1	1	4	3
51	石 油 精 製 業	(水)	38	25	15	13	3
		(瀨)	18	18	10		
			56	43	25	13	3
51 の 2	自動車用タイヤ・チューブ・ゴム ホース・工業用ゴム製品製造業	(水)	141	49	21	92	13
		(瀨)	17	17	8		
			158	66	29	92	13
51 の 3	医療・衛生用ゴム製品、ゴム手 袋・糸ゴム・ゴムバンド(ラテッ クス成形型)製造業	(水)	16	4		12	
		(瀨)					
			16	4		12	

(平成16年3月31日現在)

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数		特 定 事 業 場 数			
				平均排水 量50m ³ /日 以上のもの	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水 量50m ³ /日 未満のもの	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
52	皮 革 製 造 業	(水)	143	8	5	135	9
		(瀬)	2	2	1		
			145	10	6	135	9
53	ガラス・ガラス製品製造業	(水)	873	145	90 (1)	728	372
		(瀬)	8	8	6		
			881	153	96 (1)	728	372
54	セメント製品製造業	(水)	3,325	77	12	3,248	206
		(瀬)	14	11	8	3	
			3,339	88	20	3,251	206
55	生コンクリート製造業	(水)	5,589	375	15	5,214	213
		(瀬)	26	26	1		
			5,615	401	16	5,214	213
56	有機質壁材製造業	(水)	89	3	1	86	2
		(瀬)					
			89	3	1	86	2
57	人造黒鉛電極製造業	(水)	8	7	2	1	
		(瀬)	1	1			
			9	8	2	1	
58	窯業原料精製業	(水)	916	90	29	826	96
		(瀬)	4	4	2		
			920	94	31	826	96
59	砕 石 業	(水)	866	92	3	774	5
		(瀬)	20	18	1	2	
			886	110	4	776	5
60	砂 利 採 取 業	(水)	2,369	279	1	2,090	4
		(瀬)	13	12		1	
			2,382	291	1	2,091	4
61	鉄 鋼 業	(水)	281	94	42	187	16
		(瀬)	45	45	26		
			326	139	68	187	16
62	非鉄金属製造業	(水)	228	70	42	158	44
		(瀬)	19	18	13	1	1
			247	88	55	159	45
63	金属製品・機械器具製造業	(水)	2,303	476	277	1,827	484
		(瀬)	76	71	34	5	2
			2,379	547	311	1,832	486
63 の 2	自動式洗びん施設	(水)	43	4		39	
		(瀬)	1	1			
			44	5		39	
63 の 3	石炭火力発電の廃ガス洗浄施設	(水)	27	23	12	4	
		(瀬)	13	13	5		
			40	36	17	4	
64	ガス供給業・コークス製造業	(水)	56	29	3	27	2
		(瀬)	10	8	6	2	1
			66	37	9	29	3

(平成16年3月31日現在)

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数		特 定 事 業 場 数			
				平均排出水 量50m ³ /日 以上のもの	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排出水 量50m ³ /日 未満のもの	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
64 の 2	水道・工業用水道施設	(水)	705	253	22	452	26
		(瀬)	61	45	5	16	1
			766	298	27	468	27
65	酸・アルカリ表面処理施設	(水)	5,848	1,301	694	4,547	1,343
		(瀬)	183	178	111	5	0
			6,031	1,479	805	4,552	1,343
66	電気メッキ施設	(水)	2,502	603	524	1,899	1,055 (1)
		(瀬)	53	38	30	15	3
			2,555	641	554	1,914	1,058 (1)
66 の 2	旅館業	(水)	71,050	4,435	43	66,615	42
		(瀬)	499	437	4	62	
			71,549	4,872	47	66,677	42
66 の 3	共同調理場	(水)	854	244	2	610	
		(瀬)	51	48		3	
			905	292	2	613	
66 の 4	弁当仕出屋・弁当製造業	(水)	880	277		603	
		(瀬)	69	62		7	
			949	339		610	
66 の 5	飲食店	(水)	2,886	890	26	1,996	21
		(瀬)	293	249	1	44	
			3,179	1,139	27	2,040	21
66 の 6	そば・うどん・すし店・喫茶店	(水)	106	9		97	11
		(瀬)	2	1		1	
			108	10		98	11
66 の 7	料亭・バー・キャバレー・ ナイトクラブ	(水)	296	2		294	45
		(瀬)					
			296	2		294	45
67	洗たく業	(水)	24,669	385	60	24,284	2,466
		(瀬)	54	48	4	6	1
			24,723	433	64	24,290	2,467
68	写真現像業	(水)	6,668	25	4	6,643	298
		(瀬)	8	5	1	3	
			6,676	30	5	6,646	298
68 の 2	病院	(水)	698	412	88	286	59
		(瀬)	132	130	45	2	
			830	542	133	288	59
69	と畜・死亡獣畜取扱業	(水)	228	127	2	101	
		(瀬)	13	12		1	
			241	139	2	102	
69 の 2	中央卸売市場	(水)	28	14	1	14	
		(瀬)	4	4			
			32	18	1	14	
69 の 3	地方卸売市場	(水)	72	36		36	
		(瀬)	4	4			
			76	40		36	

(平成16年3月31日現在)

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	特 定 事 業 場 数				
			平均排水 量50m ³ /日 以上のもの	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水 量50m ³ /日 未満のもの	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
70	廃油処理施設	(水)	19	6		13	1
		(瀬)	5	4		1	1
			24	10		14	2
70 の 2	自動車分解整備事業の洗車施設	(水)	785	9	1	776	5
		(瀬)	4	2		2	
			789	11	1	778	5
71	自動式車両洗浄施設	(水)	29,039	89	2	28,950	73
		(瀬)	20	16	1	4	
			29,059	105	3	28,954	73
71 の 2	科学技術に関する研究・試験・ 検査を行う事業場	(水)	4,391	480	305	3,911	1,751 (3)
		(瀬)	105	83	57	22	14
			4,496	563	362	3,933	1,765 (3)
71 の 3	一般廃棄物処理施設である 焼却施設	(水)	1,299	68	21	1,231	129
		(瀬)	15	11	5	4	
			1,314	79	26	1,235	129
71 の 4	産業廃棄物処理施設	(水)	568	77	26	491	113
		(瀬)	8	6	4	2	
			576	83	30	493	113
71 の 5	トリクロロエチレン等による 洗浄施設 (前各号に該当するものを除く.)	(水)	1,310	68	62	1,242	1,116 (2)
		(瀬)	5	4	3	1	1
			1,315	72	65	1,243	1,117 (2)
71 の 6	トリクロロエチレン等による 蒸留施設 (前各号に該当するものを除く.)	(水)	48	7	5	41	31
		(瀬)	1	1	1		
			49	8	6	41	31
72	し尿処理施設	(水)	11,767	10,276	256	1,491	30
		(瀬)	1,112	1,089	41	23	
			12,879	11,365	297	1,514	30
73	下水道終末処理施設	(水)	2,033	2,002	349	31	4
		(瀬)					
			2,033	2,002	349	31	4
74	特定事業場からの廃水処理施設	(水)	641	336	80	305	25
		(瀬)	41	40	10	1	
			682	376	90	306	25
-	指定地域特定施設 (瀬戸内海法上のみなし指定地 域特定施設を含む)		13,551	3,439	97	10,112	215
			13,551	3,439	97	10,112	215
合 計		(水)	289,192	33,199	3,770 (2)	255,993	10,899 (7)
		(瀬)	4,289	4,027	664	262	27
			293,481	37,226	4,434 (2)	256,255	10,926 (7)

(注) 1. 号番号は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号である。

2. 特定事業場数の欄中、上段は水質汚濁防止法に係るもの、中段は瀬戸内海法に係るもの、下段は両者の合計である。

3 平成 15 年度における水質汚濁防止法に基づく計画変更命令等及び瀬戸内海法に基づく措置命令等

特定施設の設置又は構造等の変更をする者は、水質汚濁防止法第 5 条又は第 7 条の規定に基づき所要の届出を行わなければならないとされている。都道府県知事は、当該特定事業場の排水が排水基準に適合しないと認めるとき、又は、特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるとき等は、水質汚濁防止法第 8 条又は第 8 条の 2 の規定に基づき、届出を受理した日から 60 日以内に届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法又は汚水等の処理の方法に関する計画の変更等を命ずることができる。

また、瀬戸内海法では、関係府県の区域において、特定施設の設置又は構造等の変更をする者は、瀬戸内海法第 5 条又は第 8 条の規定に基づき府県知事の許可を受けなければならないとされている。府県知事は、許可の申請があった場合には、その概要を告示し、公衆に縦覧するとともに、当該特定施設の設置に関し環境保全上関係がある他の関係府県知事及び市町村長に通知し、その意見を聴いた上で、申請に係る特定施設からの汚水等の排出が瀬戸内海の環境を保全する上において著しい支障を生じさせるおそれがないものであること等の基準に該当するときに許可をすることとなっているが、これらの許可の規定に違反して特定施設の設置又は許可事項の変更を行った者には、瀬戸内海法第 11 条の規定に基づき特定施設の除却等の措置命令を行うことができる。

3 - 1 水質汚濁防止法に基づく計画変更命令等

計画変更命令等は、付表第 4 のとおり水質汚濁防止法第 5 条の届出(特定施設の設置の届出)5,696(5,394)件に対しては 0(0)件であり、第 7 条の届出(特定施設の構造等の変更の届出)4,121(3,469)件に対しては 0(0)件であった。

3 - 2 瀬戸内海法に基づく措置命令等

違反に対する措置命令は、付表第 5 のとおり瀬戸内海法第 5 条(特定施設の設置の許可)及び第 8 条(特定施設の構造等の変更)の規定の違反に係るものは、それぞれ 0(0)件、0(0)件であった。

付表第 4

水質汚濁防止法に基づく届出・計画変更命令等

(平成15年度)

		第 5 条 の 届 出	第 7 条 の 届 出	第 8 条 又 は 第 8 条 の 2 に 基 づ く 計 画 変 更 命 令 等			第 6 条 第 1 届 条 項 出	第 10 条 の 届 出	第 11 条 の 届 出
				第 5 条 に 係 る も の	第 7 条 に 係 る も の	計			
1	北海道	137	129				256	68	
2	青森	39	35				95	21	
3	岩手	104	38				235	34	
4	宮城	83	50				120	31	
5	秋田	102	47				181	48	
6	山形	75	41				165	87	
7	福島	80	101			7	300	58	
8	茨城	144	78			1	277	39	
9	栃木	197	77				247	60	
10	群馬	125	53				216	21	
11	埼玉	155	177			5	435	47	
12	千葉	98	62			1	339	25	
13	東京都	93	40			1	126	8	
14	神奈川県	56	40				177	15	
15	新潟	133	133			1	312	42	
16	富山	56	44				101	16	
17	石川	23	45				70	29	
18	福井	28	39				31	8	
19	山梨	78	26			1	114	36	
20	長野	57	81				127	37	
21	岐阜	134	131			1	242	56	
22	静岡県	117	145				287	34	
23	愛知県	408	392			4	1,136	121	
24	三重	192	105				267	47	
25	滋賀	113	154			1	199	28	
26	京都	90	29				147	37	
27	大阪	52	32				37	13	
28	兵庫県	76	62			1	173	23	
29	奈良	17	2			2	25	4	
30	和歌山	90	10				92	11	
31	鳥取	40	43				63	14	
32	島根	78	50				166	23	
33	岡山	50	28				80	27	
34	広島	105	69			1	216	78	
35	山口	29	18			2	88	14	
36	徳島	43	23				37	13	
37	香川	49	31			2	101	11	
38	愛媛	65	24				96	18	
39	高知	30	10				63	13	
40	福岡	82	53			5	219	31	
41	佐賀	55	25				128	17	
42	長崎	74	55				199	49	
43	熊本	92	56				76	25	
44	大分	88	28			1	39	16	
45	宮崎	103	44				81	26	
46	鹿児島	78	35				94	11	
47	沖縄	27	8				15	5	
都道府県計		4,240	2,998	0	0	0	37	8,290	1,495
政令市計		1,456	1,123	0	0	0	18	3,265	440
合計		5,696	4,121	0	0	0	55	11,555	1,935

付表第 4

水質汚濁防止法に基づく届出・計画変更命令等

(平成15年度)

			第 5 条 の 届 出	第 7 条 の 届 出	第 8 条 又 は 第 8 条 の 2 に 基 づ く 計 画 変 更 命 令 等			第 6 第 1 条 の 届 出	第 10 条 の 届 出	第 11 条 の 届 出
					第 5 条 に 係 る も の	第 7 条 に 係 る も の	計			
1	札幌	幌	1	6				14	7	
2	函	館	3					9		
3	旭	川	16	24				30	6	
4	八	戸	10	6				17	7	
5	盛	岡	20	2				13	1	
6	仙	台	39	39				28	9	
7	秋	田	15	6				28	2	
8	山	形	8	1				24	9	
9	福	島	16	2				12		
10	郡	山	25	12				36	5	
11	いわ	き	21	18			3	37	5	
12	水	戸	4	1				1		
13	宇	宮	34	16			1	33		
14	前	橋	9	2				46		
15	高	崎	6	10			1	46	4	
16	川	越	10	31			1	67	3	
17	川	口	2	2				3	3	
18	さい	たま	17	15				26	13	
19	所	沢	4	7			1	17	3	
20	越	谷	5	3				8		
21	千	葉	22	15				51	10	
22	市	川	14	6			1	40	4	
23	船	橋	9	5				115	8	
24	松	戸	9	2				24	3	
25	柏		3	3				21	1	
26	市	原	13	28				35	7	
27	八	子	17	17				81	5	
28	町	田	2	4				10	1	
29	横	浜	87	81				148	19	
30	川	崎	17	48			1	62	14	
31	横	須	12	8				42	1	
32	平	塚	23	19				50	5	
33	藤	沢	23	13				39	1	
34	小	原	16	6				34	9	
35	茅	ヶ	7	1				27	2	
36	相	模	26	21				56	5	
37	大	和	5	1				16	2	
38	厚	木	24	3				13	5	
39	新	潟	20	11				35	2	
40	富	山	16	6				9	3	
41	金	沢	17	7				37	7	
42	福	井	21	2				20		
43	甲	府	8	6				9	3	
44	長	野	35	14				45	16	
45	松	本	16	11				45	6	
46	岐	卓	17					2	2	
47	静	岡	13	8				35	3	
48	浜	松	14	18				33	10	
49	沼	津	9	7			1	21	6	
50	富	士	23	36				52	14	

付表第4

水質汚濁防止法に基づく届出・計画変更命令等

(平成15年度)

		第5条の届出	第7条の届出	第8条又は第8条の2に基づく計画変更命令等			第6条第1項の届出	第10条の届出	第11条の届出
				第5条に係るもの	第7条に係るもの	計			
51	名古屋	22	39				1	83	5
52	豊橋	25	16					48	4
53	岡崎	54	36					200	16
54	春日井	13	39					47	2
55	豊田	70	44				1	89	3
56	一宮	13	26					34	7
57	四日市	26	24					25	11
58	大津	19	8					20	3
59	京都	10	4					30	5
60	大阪	5	20					16	2
61	堺	6	6					38	14
62	岸和田	7	2					27	5
63	豊中	5							
64	吹田	3	1					10	
65	高槻	4	5					26	4
66	枚方	21	14				2	48	10
67	茨木	5	1					2	
68	八尾	4	6				1	23	4
69	寝屋川	7	8					20	1
70	東大阪	1	3					30	1
71	神戸	6	2					42	7
72	宝塚							4	3
73	姫路	13	27				1	24	1
74	尼崎	1						10	
75	明石	10	2					46	
76	西宮							10	
77	加古川	8	1					46	
78	奈良	11						10	2
79	和歌山	8	1					19	
80	岡山	37	58				2	88	26
81	倉敷	20	6					33	4
82	広島	30	7					67	2
83	呉	10	2					19	10
84	福山	13	12					20	3
85	下関	1	2					17	1
86	徳島	13	9					17	1
87	高松	16	9					35	3
88	松山	10	8					25	4
89	高知	6	2					10	2
90	北九州	2	4					8	1
91	福岡	1	4					9	1
92	久留米	8	11					34	3
93	長崎	16	15					24	1
94	佐世	5	2					12	1
95	熊本	22	5					9	1
96	大分	27	15					63	9
97	宮崎	27	2					30	4
98	鹿児島	12	5					16	2
政令市計		1,456	1,123	0	0	0	18	3,265	440

- (注) 1. 第5条の届出とは、「特定施設の設置」の届出である。
2. 第7条の届出とは、「特定施設の構造等の変更」の届出である。
3. 第6条第1項の届出とは、「特定施設に係る経過措置」の届出である。
4. 第10条の届出とは、「氏名の変更等」の届出である。
5. 第11条の届出とは、「承継」の届出である。

付表第5

瀬戸内海法に基づく許可・措置命令等

(平成15年度)

	第5条の許可				第8条の許可				第11条の措置命令			第7条 第2項 の届出	第8条 第4項 の届出	第9条 の届出	第10条 第3項 の届出
	申請	許可	不許可	審査中	申請	許可	不許可	審査中	第5条 に係る もの	第8条 に係る もの	計				
京都府	7	7			19	19								44	5
大阪府	17	17			41	41							2	61	8
兵庫県	40	48		3	89	88		5				1	10	121	7
奈良県	4	4			5	5								11	1
和歌山県	5	2		3	11	8		4						17	2
岡山県	16	16			23	23						1		51	11
広島県	13	11		2	27	20		7					3	69	13
山口県	34	24		10	72	58		14					2	102	11
徳島県	18	13		5	22	20		2						39	5
香川県	24	24		4	15	15								65	9
愛媛県	14	11		3	52	47		5						60	7
福岡県	5	5			4	4								1	
大分県	15	12		3	16	15		1						22	8
都道府県計	212	194	0	33	396	363	0	38	0	0	0	2	17	663	87
京都市	1	1			3	3								6	2
大阪市	2	2			4	4								6	
堺市	12	12			20	19		1						21	2
高槻市	1				4	2		2						2	
神戸市	6	6			5	5						1	1	21	1
姫路市	5	5			23	23							3	30	1
奈良市	1	1			1	1								4	
和歌山市	2	1		1	8	8							3	10	3
岡山市	13	12		1	18	16		2				1	6	29	3
倉敷市	22	22			34	32		2					5	58	8
広島市	3	3			2	2								11	1
福山市	3	3			3	3								10	4
高松市	3	3			7	7						1	1	7	2
松山市	1	1			4	4		1						21	4
北九州市	15	12		3	20	17		3						1	4
大分市	12	12			30	30						1	1	20	2
政令市計	102	96	0	5	186	176	0	11	0	0	0	4	20	257	37
合計	314	290	0	38	582	539	0	49	0	0	0	6	37	920	124

- (注) 1. 第5条の許可とは、「特定施設の設置」の許可である。
2. 第8条の許可とは、「特定施設の構造等の変更」の許可である。
3. 第7条第2項の届出とは、「特定施設に係る経過措置」の届出である。
4. 第8条第4項の届出とは、「軽微な変更」の届出である。
5. 第9条の届出とは、「氏名等の変更」の届出である。
6. 第10条第3項の届出とは、「承継」の届出である。

4 改善命令、排水基準違反、罰則の適用等

4 - 1 改善命令等、地下水の浄化措置命令

都道府県知事は、特定事業場からの排出水が排水基準に適合しないおそれがあると認める場合、又は特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当するおそれがあると認める場合には、期限を定めて特定施設の構造、使用の方法、汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用、排出水の排出、若しくは特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる(水質汚濁防止法第 13 条第 1 項、第 13 条の 2 第 1 項)。

また、都道府県知事は、特定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該事業場の設置者や設置者であった者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる(水質汚濁防止法第 14 条の 3 第 1 項、第 2 項)。

ただし、電気工作物、廃油処理施設及び鉱山については、水質汚濁防止法第 13 条、第 13 条の 2、第 14 条の 3 の改善命令等や地下水の浄化措置命令は適用されず、これらの施設又は鉱山を管轄する国の行政機関の長に改善命令の発動等の措置を講ずるよう要請することができることとなっている(水質汚濁防止法第 23 条第 4 項)。

平成 15 年度の特定施設の構造、使用の方法、汚水等の処理の方法に関する改善命令は付表第 6 にみるように 37(40)件にのぼっており、また、この改善命令とともに、あるいは単独で発動された特定施設の使用、排出水の排出の一時停止命令は、3(2)件である。平成 9 年度より施行された地下水の浄化措置命令については、0(0)件であった。

改善命令等を発動した主要業種・施設名は表 1 及び表 2 のとおりである。

こうした改善命令等の発動には至らないが、行政指導を行った件数のうち公共用水域に対するものは 7,441(8,434)件、地下浸透に対するものは 86(85)件、合計 7,527(8,519)件にのぼっている。

また、水質汚濁防止法第 23 条第 4 項の規定に基づき、都道府県知事から国の行政機関の長に対してなされた改善命令等の発動の要請件数は 0(0)件である。

4 - 2 排水基準違反

排水水を排出する者は、排水基準を遵守しなければならず(水質汚濁防止法第 12 条第 1 項)、これに違反した場合には 6 ヶ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる(水質汚濁防止法第 31 条第 1 項)。

平成 15 年度の排水基準違反の検挙件数は、付表第 7 にみるとおり 10(8)件である。検挙に至った契機についてみてみると、立入検査によるものが 0(2)件、住民等からの通報によるものが 0(0)件、警察及び海上保安庁の調査によるものが 10(6)件となっている。

排水基準違反の違反項目については表 3、違反業種施設名については表 4 のとおりである。

平成 15 年度に検挙されたもののうち判決があったものは、懲役刑が 0(0)件、罰金刑が 8(4)件であった。

4 - 3 その他法令違反

平成 15 年度において、その他の法令違反により検挙された件数は付表第 7 のとおりであり、水質汚濁防止法第 5 条(特定施設の設置の届出)違反が 0(0)件、同法第 7 条(特定施設の構造等の変更の届出)違反が 0(0)件、瀬戸内海法第 5 条第 1 項(特定施設の設置の許可)違反が 0(0)件、同法第 8 条第 1 項(特定施設の構造等の変更)違反が 0(0)件であった。

なお、改善命令等違反は 0(0)件であった。

5 事故時の措置

特定事業場の設置者は、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が公共用水域に排出又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに有害物質又は油を含む水の排出・浸透防止のための応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない(水質汚濁防止法第 14 条の 2 第 1 項)。

さらに、特定事業場以外の工場又は事業場で貯油施設等を設置するものの設置者も同様に、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が公共用水域に排出又は地下に

浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに油を含む水の排出・浸透防止のための応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない(同条第2項)。

平成15年度における事故時の届出は合計405(402)件となっており、そのうち公共用水域に係るものは377(381)件、地下浸透に係るものは28(21)件であった。

また、都道府県知事は、特定事業場の設置者又は貯油事業場等の設置者が応急措置を講じていないと認めるときは、応急措置を講ずるように命令することができる(同条第3項)。

平成15年度に発動された応急措置命令は、0(0)件であった。

6 立入検査状況

都道府県知事は、水質汚濁防止法の施行に必要な限度において、その職員に、特定事業場に立ち入り、特定施設及び汚水等の処理施設並びにこれらの関連施設、特定施設において使用する原料、当該特定事業場の敷地内の土壌及び地下水並びに関係帳簿書類を検査させることができる(水質汚濁防止法第22条第1項及び水質汚濁防止法施行令第8条第2項)。

平成15年度の立入検査件数についてみると、付表第6のとおり、昼間立入が51,550(54,672)件、夜間立入が696(660)件、合計52,246(55,332)件であった。そのうち瀬戸内海法上の特定施設に対する立入件数は6,070(6,135)件であった。

7 緊急時の措置命令

公共用水域において、異常湧水等の事由により、水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合には、都道府県知事は、当該公共用水域に排水を排出する者に対して排水の減少等の必要な措置をとるべきことを命ずることができる(水質汚濁防止法第18条)。

平成15年度に発動された緊急時の措置命令は、0(0)件であった。

付表第 6

改善命令・行政指導・立入検査件数

(平成15年度)

		改善命令		一時停止命令		浄化措置命令(水質汚濁防止法第14条の3)	要請 (水質汚濁防止法第23条)		行政指導		立入検査(水質汚濁防止法第22条)			
		水質汚濁防止法第13条第1項	水質汚濁防止法第13条の2第1項	水質汚濁防止法第13条第1項	水質汚濁防止法第13条の2第1項		公共用水域	地下水	公共用水域	地下水	昼間立入	夜間立入	計	
													うち瀬戸内海法対象区域におけるもの	
1	北海道								261		1,557	5	1,562	
2	青森県								33	1	433	1	434	
3	岩手県	1							149		582		582	
4	宮城県								107		953		953	
5	秋田県								200		997		997	
6	山形県	1							159	5	360	6	366	
7	福島県								57		382	2	384	
8	茨城県	1		1					264		778		778	
9	栃木県								46		704		704	
10	群馬県								369		589		589	
11	埼玉県	3							828		2,239		2,239	
12	千葉県								69		726		726	
13	東京都								33	2	354		354	
14	神奈川県								7		558		558	
15	新潟県								166		1,041	14	1,055	
16	富山県								5		312		312	
17	石川県								25		259		259	
18	福井県								19		182	1	183	
19	山梨県	2							53		546		546	
20	長野県								272		1,250		1,250	
21	岐阜県								19		1,249		1,249	
22	静岡県								32		652	66	718	
23	愛知県	2							250		6,003		6,003	
24	三重県								76		583		583	
25	滋賀県								164		907		907	
26	京都府								39		378		378	61
27	大阪府								38		934		934	439
28	兵庫県								28		786		786	240
29	奈良県								33		283		283	155
30	和歌山県								23		150		150	60
31	鳥取県								29		592		592	
32	島根県								74		198		198	
33	岡山県								79		625		625	195
34	広島県	2							77		667	1	668	474
35	山口県								74		714		714	470
36	徳島県	5							7		523	2	525	275
37	香川県	1		1					923		922	1	923	375
38	愛媛県								13		541		541	272
39	高知県								18		377		377	
40	福岡県								72		797		797	44
41	佐賀県	1							101		933	17	950	
42	長崎県								92		747		747	
43	熊本県	1							18		782		782	
44	大分県								22		1,529		1,529	312
45	宮崎県								65		925		925	
46	鹿児島県	10							51		404	4	408	
47	沖縄県								37		289		289	
	都道府県計	30	0	2	0	0	0	0	5,576	8	38,292	120	38,412	3,372
	政令市計	7	0	1	0	0	0	0	1,865	78	13,258	576	13,834	2,698
	合計	37	0	3	0	0	0	0	7,441	86	51,550	696	52,246	6,070

改善命令・行政指導・立入検査件数

(平成15年度)

		改善命令		一時停止命令		浄化措置命令 (水質汚濁防止法第14条の3)	要請 (水質汚濁防止法第23条)		行政指導		立入検査(水質汚濁防止法第22条)			
		水質汚濁防止法第13条第1項	水質汚濁防止法第13条の2第1項	水質汚濁防止法第13条第1項	水質汚濁防止法第13条の2第1項		公共用水域	地下水	公共用水域	地下水	昼間立入	夜間立入	計	
													うち瀬戸内海 法対象区域に おけるもの	
1	札幌								5		124		124	
2	函館								1		26		26	
3	旭川								5		65		65	
4	八戸								41		103	2	105	
5	盛岡								19		44		44	
6	仙台								4		179		179	
7	秋田										96	6	102	
8	山形								7		59	3	62	
9	福島								25		118		118	
10	郡山								12	4	95		95	
11	いわき								22		113		113	
12	水戸								3		35		35	
13	宇都宮								12		101		101	
14	前橋								17		117		117	
15	高崎								18		138	5	143	
16	川越								51		321		321	
17	川口								21		142		142	
18	さいたま								31		367		367	
19	所沢								16		108		108	
20	越谷	1							38		135		135	
21	千葉								11		138		138	
22	市川								31		152		152	
23	船橋	1							23		206	14	220	
24	松戸								7		133		133	
25	柏	2							5		66		66	
26	市原								12		138		138	
27	八王子									1	55		55	
28	町田								9		62		62	
29	横浜								416	72	620		620	
30	川崎								18		258	25	283	
31	横須賀								2		48	4	52	
32	平塚								14		95		95	
33	藤沢								3		122		122	
34	小田原										36		36	
35	茅ヶ崎								3		50		50	
36	相模原								7		113		113	
37	大和								1		61		61	
38	厚木								22		18		18	
39	新潟								16		137	5	142	
40	富山								15		181		181	
41	金沢								69		206		206	
42	福井								15		61		61	
43	甲府								1		14		14	
44	長野								18		105		105	
45	松本								3		131	2	133	
46	岐阜								4		45		45	
47	静岡								10		55		55	
48	浜松								5	1	48		48	
49	沼津								12		36	24	60	
50	富士								13		176	79	255	

改善命令・行政指導・立入検査件数

(平成15年度)

		改善命令		一時停止命令		浄化措置命令(水質汚濁防止法第14条の3)	要請 (水質汚濁防止法第23条)		行政指導		立入検査(水質汚濁防止法第22条)			
		水質汚濁防止法第13条第1項	水質汚濁防止法第13条の2第1項	水質汚濁防止法第13条第1項	水質汚濁防止法第13条の2第1項		公共用水域	地下水	公共用水域	地下水	昼間立入	夜間立入	計	
													うち瀬戸内海 法対象区域に おけるもの	
51	名古屋								14		387	22	409	
52	豊橋								50		231		231	
53	岡崎	1							24		648		648	
54	春日井								39		276	2	278	
55	豊田	1		1					3		97		97	
56	一宮								33		145		145	
57	四日市								4		48		48	
58	大津								78		91		91	
59	京都										62		62	31
60	大阪								4		130		130	64
61	堺								23		150		150	86
62	岸和田								10		48		48	13
63	豊中										9		9	
64	吹田								29		57		57	29
65	高槻								6		78	3	81	39
66	枚方								27		60		60	13
67	茨木								7		51		51	18
68	八尾								35		143		143	33
69	寝屋川										128		128	8
70	東大阪								9		237		237	70
71	神戸								34		279		279	119
72	宝塚										12		12	10
73	姫路								7		228	12	240	151
74	尼崎								6		220	92	312	168
75	明石								1		126		126	68
76	西宮								3		53		53	36
77	加古川								21		222		222	162
78	奈良								3		56		56	30
79	和歌山	1							9		179	147	326	237
80	岡山								57		226		226	111
81	倉敷								33		398	29	427	344
82	広島								17		269	19	288	90
83	呉								4		131	7	138	67
84	福山								12		157	9	166	100
85	下関								11		70	9	79	59
86	徳島								15		183		183	93
87	高松								9		97		97	36
88	松山								12		247	33	280	142
89	高知								7		34		34	
90	北九州								10		123	8	131	104
91	福岡										47		47	
92	久留米								12		45		45	
93	長崎								5		49		49	
94	佐世保								5		87		87	
95	熊本								2		46		46	
96	大分								21		331	9	340	167
97	宮崎								24		48		48	
98	鹿児島								17		167	6	173	
	政令市計	7	0	1	0	0	0	0	1,865	78	13,258	576	13,834	2,698

改善命令等発動主要業種・施設

表 1 . 改善命令 (件数が 2 件以上)

順位	改善命令発動主要業種・施設	件数	違反物質・項目
1	畜産食料品製造業<2>	4	BOD、SS、n-ヘキサン抽出物、大腸菌群数、T-P
2	豆腐・煮豆製造業<17>	3	BOD、SS
	洗たく業<67>	3	BOD、SS、T-P、トリクロロエチレン
4	畜産農業<1 の 2>	2	BOD、COD、SS
	飲料製造業<10>	2	BOD
	でん粉・化工でん粉製造業<14>	2	BOD、SS、pH
	金属製品・機械器具製造業<63>	2	鉛、シアン化合物
	電気メッキ施設<66>	2	六価クロム、シアン化合物
	と畜・死亡獣畜取扱業<69>	2	BOD、SS、大腸菌群数
	し尿処理施設<72>	2	BOD、COD
	処理対象人員 201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽<指定地域特定施設>	2	BOD、pH、T-N

表 2 . 一時停止命令

一時停止命令発動業種・施設	件数	違反物質・項目
電気メッキ施設 <66>	2	六価クロム、シアン化合物
金属製品・機械器具製造業 <63>	1	シアン化合物

(注)改善命令発動主要業種・施設の欄中の
号番号である。

内は、水質汚濁防止法施行令別表第 1 の

付表第7

排水基準違反・改善命令等違反等件数

(平成15年度)

		排水基準違反 (水質汚濁防止 法第31条)	改善命令等違反 (水質汚濁防止 法第30条)	その他法違反		事故時の届出 (水質汚濁防止法第14条の2)				緊急時の措置 命令(水質汚濁 防止法第18条)
				水質汚濁 防止法	瀬戸内 海法	第1項		第2項		
						公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	
1	北海道	2				9	1	6	4	
2	青森					2		6	1	
3	岩手									
4	宮城									
5	秋田					3	1	11	1	
6	山形					7		10		
7	福島					3		6		
8	茨城					4	2	9		
9	栃木									
10	群馬									
11	埼玉					6		2		
12	千葉	1								
13	東京									
14	神奈川									
15	新潟					4	1	5		
16	富山					1		2		
17	石川							6		
18	福井							2		
19	山梨					1		3		
20	長野					8		7		
21	岐阜									
22	静岡							4		
23	愛知					5		7		
24	三重									
25	滋賀					4				
26	京都					2		2		
27	大阪					1		2		
28	兵庫					3		3		
29	奈良							3		
30	和歌山							3		
31	鳥取					1		5	1	
32	島根					1		2		
33	岡山					2		3		
34	広島					5		5		
35	山口	1				9		4		
36	徳島									
37	香川									
38	愛媛									
39	高知	1								
40	福岡	1				6		4		
41	佐賀					1		16		
42	長崎	1						5	1	
43	熊本					7		6		
44	大分					1		4	1	
45	宮崎					5		4		
46	鹿児島					5				
47	沖縄									
都道府県計		7	0	0	0	106	5	157	9	0
政令市計		3	0	0	0	38	1	76	13	0
合計		10	0	0	0	144	6	233	22	0

付表第7

排水基準違反・改善命令等違反等件数

(平成15年度)

		排水基準違反 (水質汚濁防止 法第31条)	改善命令等違反 (水質汚濁防止 法第30条)	その他法違反		事故時の届出 (水質汚濁防止法第14条の2)				緊急時の措置 命令(水質汚濁 防止法第18条)
				水質汚濁 防止法	瀬戸内 海法	第1項		第2項		
						公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	
1	札幌							9	11	
2	函館									
3	旭川									
4	八戸									
5	盛岡							1		
6	仙台					1				
7	秋田							2		
8	山形					1				
9	福島							5		
10	郡山					2		1		
11	いわき									
12	水戸									
13	宇都宮									
14	前橋									
15	高崎					1		1		
16	川越					3				
17	川口									
18	さいたま									
19	所沢									
20	越谷									
21	千葉							1		
22	市川									
23	船橋									
24	松戸									
25	柏									
26	市原					1		1		
27	八王子								1	
28	町田									
29	横浜	3						1	1	
30	川崎									
31	横須賀							2		
32	平塚									
33	藤沢									
34	小田原									
35	茅ヶ崎									
36	相模原									
37	大和									
38	厚木									
39	新潟									
40	富山									
41	金沢						1			
42	福井							8		
43	甲府									
44	長野									
45	松本					1		2		
46	岐阜									
47	静岡					1		6		
48	浜松									
49	沼津					3		3		
50	富士									

付表第7

排水基準違反・改善命令等違反等件数

(平成15年度)

		排水基準違反 (水質汚濁防止 法第31条)	改善命令等違反 (水質汚濁防止 法第30条)	その他法違反		事故時の届出 (水質汚濁防止法第14条の2)				緊急時の措置 命令(水質汚濁 防止法第18条)
				水質汚濁 防止法	瀬戸内 海法	第1項		第2項		
						公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	
51	名古屋									
52	豊橋									
53	岡崎									
54	春日井									
55	豊田									
56	一宮					1			2	
57	四日市									
58	大津									
59	京都								1	
60	大阪									
61	堺									
62	岸和田									
63	豊中									
64	吹田									
65	高槻									
66	枚方								2	
67	茨木									
68	八尾									
69	寝屋川									
70	東大阪									
71	神戸					3				
72	宝塚									
73	姫路									
74	尼崎									
75	明石									
76	西宮									
77	加古川					3			2	
78	奈良									
79	和歌山					1				
80	岡山									
81	倉敷								4	
82	広島					1			6	
83	呉									
84	福山								3	
85	下関									
86	徳島					1			1	
87	高松									
88	松山								3	
89	高知									
90	北九州					3			2	
91	福岡								3	
92	久留米									
93	長崎					3			2	
94	佐世保					1				
95	熊本					6				
96	大分					1			1	
97	宮崎								1	
98	鹿児島									
政令市計		3	0	0	0	38	1	76	13	0

排水基準違反項目、業種・施設

表3 排水基準違反項目

順位	違反項目	件数
1	pH	6
2	COD	4
3	SS	3
4	BOD	1

表4 排水基準違反業種・施設名

順位	違反項目・施設	件数
1	水産食料品製造業 <3>	2
	生コンクリート製造業 <55>	2
	洗たく業 <67>	2
4	畜産農業 <1の2>	1
	動物系飼料有機質肥料製造業 <11>	1
	豆腐・煮豆製造業 <17>	1
	か性ソーダ・か性カリ製造業 <25>	1

- (注) 1. 違反項目・施設の欄中の 内は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号である。
2. 1件事案につき複数の違反項目があるときは、それぞれの業種・施設ごとに重複して数えられているので、表それぞれの合計数は必ずしも一致しない。

8 生活排水対策重点地域の指定

平成 2 年に水質汚濁防止法等の一部改正により生活排水対策の推進のための制度が設けられた。都道府県知事は、環境基準が確保されていない等の公共用水域において生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該公共用水域の水質の汚濁に関係のある地域を生活排水対策重点地域として指定しなければならないとされている（水質汚濁防止法第 14 条の 7）。

また、生活排水対策重点地域をその区域に含む市町村（生活排水対策推進市町村）は、生活排水対策推進計画を策定しなければならないとされている（同法第 14 条の 8）。

平成 15 年度における生活排水対策重点地域の指定は 2 県、4 地域、5 市町村についてなされた（累計 42 都府県、210 地域、476 市町村、市町村合併により 19 市町村減少した。）。

平成 15 年度における生活排水対策重点地域の指定（北 南順）

都道府県名	生活排水対策 重点地域数	生活排水対策 推進市町村数	指定年月日
福 島	1	2	15.4.30
熊 本	3	3	16.3.31

9 総量規制関係

昭和 53 年に水質汚濁防止法等の一部改正により水質総量規制が導入され、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海について化学的酸素要求量(COD)を指定項目として規制が実施されてきた。なお、平成 13 年 12 月に水質汚濁防止法施行令が一部改正となり、窒素及びりんが指定項目として追加された。

水質総量規制制度においては、指定地域内の日平均排水量 50m³以上の特定事業場(指定地域内事業場)については、排水基準に加えて総量規制基準の遵守が義務づけられている。

付表第 8 にみるとおり、平成 15 年度末における指定地域内事業場数は、13,613(14,307)と平成 14 年度末に比べやや減少した。総量規制基準が適用される事業場は、あらかじめ排出水の汚濁負荷量の測定手法を届け出なければならない(水質汚濁防止法第 14 条第 3 項)こととされているが、この届出件数は 6,413(472)件となっている。

10 自然海浜保全地区の指定

瀬戸内海法第 12 条の 7 及び第 12 条の 8 により、関係府県は、条例で定めるところにより、瀬戸内海の海浜地及びこれに面する海面のうち、水際線付近において砂浜、岩礁その他これらに類する自然の状態が維持されているものであって、海水浴、潮干狩りその他これらに類する用に公衆によって利用されており、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められるものを自然海浜保全地区として指定し、同地区内において工作物の新築、土地の形質の変更、鉱物の掘採、土石の採取その他の行為をしようとする者に必要な届出をさせ、当該届出をした者に対して同地区の保全及び適正な利用のための必要な勧告又は助言をすることができることとされている。

平成 15 年度における自然海浜保全地区の指定は 0(0)地区であった。

平成 16 年 3 月 31 日現在の指定総数は 91 である。

付表第8

水質総量規制に係る指定地域内の事業場数等

(平成15年度)

地域	項目	指定地域内	第13条第3項	第13条の3	第14条第3項	第22条第2項	総量規制関連	その他
		事業場数	の改善措置命令	の指導	の届出	の報告徴収	の罰則	特定事業場数
東 京	埼玉	866			376			6,210
	千葉	296			39			1,800
	東京	107			61			834
	神奈川	3			3			156
湾	都府県計	1,272	0	0	479	0	0	9,000
	政令市計	1,030	0	0	479	0	0	6,302
	合計	2,302	0	0	958	0	0	15,302
伊 勢 湾	岐阜	1,031			487			5,635
	愛知	1,460			926			8,791
	三重	711			165			4,678
	都府県計	3,202	0	0	1,578	0	0	19,104
湾	政令市計	840	0	43	507	0	0	4,585
	合計	4,042	0	43	2,085	0	0	23,689
	瀬 戸 内 海	京都	256			38		
大阪		450			186			2,161
兵庫		746			402			4,889
奈良		403			5			1,908
和歌山		192			91			969
岡山		496			168			3,319
広島		551			90			3,313
山口		574			449			3,132
徳島		324			220			2,875
香川		390			163			3,693
海	愛媛	429			221			3,592
	福岡	95			3			491
	大分	310			119			3,264
	都府県計	5,216	0	0	2,155	0	0	35,053
海	政令市計	2,053	0	0	1,215	0	0	14,659
	合計	7,269	0	0	3,370	0	0	49,712
	都府県合計	9,690	0	0	4,212	0	0	63,157
政令市合計	3,923	0	43	2,201	0	0	25,546	
総合計	13,613	0	43	6,413	0	0	88,703	

注)「その他特定事業場数」とは、指定地域内に存在する特定事業場で総量規制対象外のものの数である。

付表第 8

水質総量規制に係る指定地域内の事業場数等

(平成15年度)

地 域	項 目	指定地域内	第13条第3項	第13条の3	第14条第3項	第22条第2項	総量規制関連	そ の 他
		事業場数	の改善措置命令	の 指 導	の 届 出	の 報 告 徴 収	の 罰 則	特定事業場数
東 京 湾	川 越	38			28			322
	川 口	26			5			158
	さいたま	99			29			746
	所 沢	25			25			147
	越 谷	30			6			262
	千 葉	68			27			406
	市 川	89			21			324
	船 橋	231			76			359
	松 戸	55			18			331
	柏	7			1			14
	市 原	92			73			456
	八 王 子	73			27			603
	町 田	20			9			50
	横 浜	82			69			1,080
川 崎	83			63			961	
横 須 賀	12			2			83	
政令市計	1,030	0	0	479	0	0	6,302	
伊 勢 湾	岐 阜	89			32			834
	名 古 屋	89		43	46			383
	豊 橋	112			82			691
	岡 崎	116			115			420
	春 日 井	84			63			464
	豊 田	158			57			644
	一 宮	88			59			411
	四 日 市	104			53			738
	政令市計	840	0	43	507	0	0	4,585
	瀬 戸 内 海	京 都	46			19		
大 阪		25			23			59
堺		129			81			611
岸 和 田		18			11			299
豊 中		2						37
吹 田		14			12			70
高 槻		23			21			196
枚 方		70			60			266
茨 木		15			15			79
八 尾		43			22			411
寝 屋 川		16			12			186
東 大 阪		37			20			329
神 戸		82			65			712
宝 塚		7			7			104
姫 路		102			72			401
尼 崎		21			21			86
明 石		38			26			268
西 宮		20			16			209
加 古 川		58			31			271
奈 良	27			10			295	
和 歌 山	131			65			695	
岡 山	196			143			1,027	
倉 敷	178			136			944	
広 島	96			41			925	
呉	22			22			407	
福 山	70			61			791	
下 関	59			2			428	
徳 島	114			25			660	
高 松	78			60			763	
松 山	132			26			758	
北 九 州	57			27			183	
大 分	127			63			1,074	
政令市計	2,053	0	0	1,215	0	0	14,659	
政令市合計	3,923	0	43	2,201	0	0	25,546	

11 湖沼法に基づく規制対象施設等

湖沼法では、指定湖沼において、工場、事業場の新增設に伴う汚濁負荷の増大を極力抑制するため、従来の水質汚濁防止法の排水規制に加えて、湖沼特定施設の新増設を行う工場、事業場で、日平均排水量 50m³以上のものに対し、これを湖沼特定事業場として汚濁負荷量の規制を行うこととしている。

また、湖沼の水質にとって生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度の汚水又は廃液を排出する施設については、みなし指定地域特定施設として水質汚濁防止法の規定を適用することとしている。

さらに、湖沼の水質汚濁の原因となる物を発生し排出していても排水基準による規制になじみにくい施設については、これを指定施設として、また、水質汚濁防止法の特定施設であっても、排水量が少ない等の事情から指定施設に準ずるものについては、これを準用指定施設として、それぞれ構造及び使用方法の規制を行うこととしている。

11 - 1 湖沼特定事業場等の数

平成 16 年 3 月 31 日現在、指定湖沼に指定されている 10 湖沼について、付表第 9 にみるとおり、湖沼特定事業場の数は 2,109(2,082)であり、うちみなし指定地域特定施設を設置する事業場の数は 1,088(1,033)であった。また、指定施設、準用指定施設の数、それぞれ 127(87)、1,444(1,430)であった。以上を合計すると 3,680(3,599)であった。

11 - 2 湖沼特定施設等の届出

付表第 10 にみるとおり、平成 15 年度における湖沼特定施設の設置の届出(水質汚濁防止法第 5 条)件数は 169(180)件、指定施設の設置の届出(湖沼法第 15 条)件数は 0(0)件であった。

付表第9

湖 沼 特 定 事 業 場 数 等

(平成16年3月31日現在)

	釜 房 夕 ム 貯 水 池	霞 ケ 浦			印 旛 沼			手 賀 沼			諏訪湖	野尻湖	琵琶湖			児 島 湖			中 海		宍道湖	全 国 合 計	
	宮城県	栃木県	茨城県	千葉県	千葉県	千葉市	船橋市	千葉県	松戸市	柏市	長野県	長野県	滋賀県	大津市	京都府	京都市	岡山県	岡山市	倉敷市	鳥取県	島根県		島根県
湖沼特定 事業場																							
1																						2	2
1の2					1			1					4										6
2			8		6	1				1	2	4	1								1	1	25
3			2		1						6	1								12	1	1	24
4			6		2	1						8							2				19
5			5		2							2											9
6																							0
7												1											1
8			1																1				2
9																							0
10			4		2					2		9								1	1		18
11																							1
12																							0
13																							0
14																							0
15			1																				1
16			5		1	1						4						1			1		13
17			3									1								1			5
18																							0
18の2			1		1																		2
18の3																							0
19										1		33	1										35
20																							0
21			1									1											2
21の2																							0
21の3			1																	1			2
21の4			1																				1
22												1											1
23												3	1					1			1		6
23の2																							0
24																							0
25																							0
26			1																				1
27			1																				3
28			1									2											1

	釜 夕 貯 水 池	霞ヶ浦			印旛沼			手賀沼			諏訪湖	野尻湖	琵琶湖			児島湖			中海		宍道湖	全国合計
	宮城県	栃木県	茨城県	千葉県	千葉県	千葉市	船橋市	千葉県	松戸市	柏市	長野県	長野県	滋賀県	大津市	京都府	京都市	岡山県	岡山市	倉敷市	鳥取県	島根県	
29																						0
30																						0
31																						0
32																						1
33			2		1								1									7
34																						0
35																						0
36																						0
37																						0
38																						0
39																						0
40																						0
41																						0
42																						1
43																						0
44																						0
45																						0
46																						7
47			1		2													1				10
48																						0
49																						1
50																						0
51																						0
51の2			2							1												4
51の3			1																			1
52																						0
53					2					1	1		4	1								9
54													6									6
55			2								1		5								6	14
56																						0
57																						1
58			1																			4
59																						1
60	1																					3
61					2					1											3	8
62					1																	4
63			1																			22
63の2			5								1		13	1							1	0
63の3																						0
64											1											2

	釜 夕 貯水池	霞ヶ浦			印旛沼			手賀沼			諏訪湖	野尻湖	琵琶湖			児島湖			中海		宍道湖	全国合計	
	宮城県	栃木県	茨城県	千葉県	千葉県	千葉市	船橋市	千葉県	松戸市	柏市	長野県	長野県	滋賀県	大津市	京都府	京都市	岡山県	岡山市	倉敷市	鳥取県	島根県		島根県
64の2			1								1		7	2									15
65			14								4		56	4									96
66			5								1		4										21
66の2	8		5								1		32	8									85
66の3			2								1		2										10
66の4			3										13										24
66の5			8				2				2		35							1		1	69
66の6																							1
66の7			1																				1
67			5										5										16
68													2	1									3
68の2			3				4	1	1	2			8										23
69			2										1										3
69の2																							0
69の3							1						1								1		4
70																							0
70の2																							0
71			1										2										6
71の2			4				3				1		16	1									32
71の3							1						1										4
71の4			1																				1
71の5													1										2
71の6							1						1										1
72			26	2			35	1	8	12	2	4	16										306
74			3										1	1									9
合計	9	0	141	2			92	7	11	22	2	18	54	23	0	0	6	34	36	34	22	57	1,021
みなし指定地域 特定事業場																							
1			6				4						1										34
2	6		74	2			91	3	27	62	7	39	31	1									1,054
合計	6	0	80	2			95	3	27	63	7	39	32	1									1,088
指定施設																							
1			7				1						3										23
2			103										1										104
合計	0	0	110	0			1	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	5	127
準用指定施設	24	0	1,077	6			63	17	3	2	0	0	24	0	0	0	0	8	12	1	13	22	1,444
総計	39	0	1,408	10			251	27	42	87	9	57	114	1			10	174	104	69	57	150	3,680

付表第10

湖 沼 特 定 施 設 等 の 届 出 等

(平成16年3月31日現在)

	釜 房 ダ ム 貯水池	霞ヶ浦			印旛沼			手賀沼			諏訪湖	野尻湖	琵琶湖				児島湖			中海		宍道湖	全国 合計	
	宮城県	栃木県	茨城県	千葉県	千葉県	千葉市	船橋市	千葉県	松戸市	柏市	長野県	長野県	滋賀県	大津市	京都府	京都市	岡山県	岡山市	倉敷市	鳥取県	島根県	島根県		
湖沼特定施設 (みなし指定地域 特定施設を含む) 水質汚濁防止法																								
第5条届出			14			1				1			114	11								6	22	169
第7条届出			13			2				3			158	6				2	9	3	2	18	216	
第8条計画 変更命令等																								
(第5条)																							0	
(第7条)																							0	
計																							0	
第6条届出			4										1										5	
第10条届出	1		43			6	4		1	11			230	14				11	8	5	14	34	382	
第11条届出	1		2										26	2				1	3			3	38	
指定施設 湖沼法																								
第15条届出																							0	
第16条届出																							0	
第17条届出																							0	
第18条届出																							0	

(参考) 平成13年度からの施行状況概要

事 項	13 年 度	14 年 度	15 年 度
1 特定事業場数関係			
(1) 全特定事業場数	297,973	296,157	293,481
50m ³ /日以上	38,751	38,292	37,226
のうち有害物質を 排出するもの	5,091(5)	4,582(2)	4,434(2)
50m ³ /日未満	259,222	257,865	256,255
のうち有害物質を 排出するもの	11,892(17)	10,975(5)	10,926(7)
(2) 事業場数上位3業種			
1. 旅館業	72,456	72,656	71,549
2. 畜産農業	34,531	34,420	34,068
3. 自動式車両洗浄施設	28,491	28,844	29,059
2 計画変更命令(法第8条)	0 件	0 件	0 件
3 改善変更命令(法13条等)			
改善命令	40(2) "	40(0) "	37(0) "
一時停止命令	2(1) "	2(0) "	3(0) "
4 地下水の浄化措置命令 (法第14条の3)	0 "	0 "	0 "
5 立入検査(法第22条)			
・昼間立入	59,267 "	54,672 "	51,550 "
・夜間立入	713 "	660 "	696 "
計	59,980 "	55,332 "	52,246 "
6 行政指導	7,807(110) "	8,519(85) "	7,527(86) "
7 緊急時の措置命令 (法第18条)	1 "	0 "	0 "
8 改善命令等の措置の要請 (法第23条)	0 "	0 "	0 "
9 罰則の適用(検挙件数)			
直罰(法第31条)	3 "	8 "	10 "
改善命令等違反 (法第30条)	0 "	0 "	0 "
その他の法令違反	0 "	0 "	0 "

(注) ()内の数値は特定地下浸透水の浸透に係るもので内数である。